

第百六十四回国
参議院内閣委員会會議録第十号

平成十八年五月三十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十五日
下田 敦子君
白 眞勲君
魚住裕一郎君
喜納 昌吉君
喜納 昌吉君

補欠選任

藤原 正司君
喜納 昌吉君
白浜 一良君

五月二十九日
喜納 昌吉君

補欠選任

今泉 昭君

出席者は左のとおり。

委員長 工藤堅太郎君
理事 西銘順志郎君
山内 俊夫君
芝 博一君
柳澤 光美君

委員

秋元 司君
鴻池 祥肇君
佐藤 泰三君
鈴木 政二君
竹山 裕君
中曾根弘文君
山谷えり子君
今泉 昭君
黒岩 宇洋君
藤原 正司君
松井 孝治君
風間 昶君
白浜 一良君
近藤 正道君

衆議院議員

内閣委員長

副大臣

内閣府副大臣
財務副大臣
内閣府大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員
政府参考人

内閣府国民生活局長 田口 義明君
警察庁生活安全局長 竹花 豊君
総務大臣官房審議官 岡崎 浩巳君
文部科学大臣官房審議官 布村 幸彦君
文部科学省高等教育局私学部長 金森 越哉君
国土交通省総合政策局長 竹歳 誠君

木俣 佳丈君

佐藤 剛男君

猪口 邦子君

山口 泰明君

赤羽 一嘉君

山谷えり子君

嶋谷 潤君

田口 義明君

竹花 豊君

岡崎 浩巳君

布村 幸彦君

金森 越哉君

竹歳 誠君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○探偵業の業務の適正化に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(工藤堅太郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十九日、喜納昌吉君が委員を辞任され、その補欠として今泉昭君が選任されました。

○委員長(工藤堅太郎君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

消費者契約法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣府国民生活局長田口義明君外五名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(工藤堅太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(工藤堅太郎君) 消費者契約法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○黒岩宇洋君 民主党の黒岩宇洋でございます。せんだつての質疑に引き続きまして、私、今日もトップバッターとして猪口大臣と四十五分間、消費者契約法について質疑をさせていただこうと思っております。よろしく願います。

先週は、私、参考人質疑でも質問に立たせていただきました。私、参考人から大変意義ある御意見の陳述をお聞きいたしました。その中で、経団連からおいでいただきました齋藤参考人との質疑の中で、日本のやっぱきちんとした企業というのとは今回の差止請求の対象となるような不当な勧誘とか不当な契約条項を用いることではないか、だから結果的には訴訟の被告になることではないか、という大変すばらしいお話をちょうだいいたしました。私、全くもって同感です。それが本来あるべき姿だと思っております。

今回の差止請求の対象を見ると、先ほど申し上げたこの契約法の四条とそれから八条から十条、これ見ますと、不実の告知とか断定的判断の提供とかあります。これは事例を見ても、およそ一般の企業や事業者が行うような勧誘行為であるとか契約条項とは思えないんですね。ですから、参考人との質疑の中でも、やはりこれは残念ながら一部のかなり悪質な事業者がどうしてもいると、そういう人たちの消費者との契約トラブルだということ、やはり一人一人の消費者というのは弱い立場にありますので、こういった消費者を救っていくという、そのためにこの団体訴訟は大変意義があるという、こういったことで参考人の皆様とも議論が一致したところでございます。

さて、こういう観点からとらえますと、やはり差止請求を行う適格消費者団体というのは認定を余り厳し過ぎてはいかぬものかという、こういう観点から、私、十三条のこの認定要件について今日は質問をしようと思っております。若干細かくなるところは政府参考人からの答弁でも結構ですので、一つ一つ、これはかなり詳細なところですけれども、議論をしていきたいと思っております。

さて、この十三条で、適格消費者団体とはこれこれこういつたような要件を満たさなければいけないという要件がたくさん出ております。そのまづ一番目に、三項の二号というところがございいます。適格消費者団体は、「現にその活動を相当期間にわたり、そして「継続して適正に行っている」と認められること。」と。これもさつと読むとそんなものかと思うんですが、一個一個詰めようと思えます。この「相当期間にわたり」という、この「相当期間」とは一体具体的にどのような年限を指すのか、お答えください。

○国務大臣(猪口邦子君) この「相当期間」でございます。また、黒岩先生ありがとうございます。

この申請団体自身の活動実績が数年であることは原則としつつ、申請団体の専門性やあるいは構成団体の活動実績等を勘案して、適格団体にふさわしい活動の実績と評価し得る合理的な期間、これを一定の幅の中で個別具体的に認定することと考えております。

○黒岩宇洋君 そうしますと、具体的に何年というわけではない。少なくとも複数年ですから二年以上ということになると思うんですが、合理的な期間を個別具体的にとおっしゃいました。ということは、ある適格消費者団体に対しては例えば三年とか五年とか大変長い期間であると、中には、適格消費者団体の中では一年半でもいいと、こういうことを内閣府が判断すると、そういうことでよろしいんですね。

○国務大臣(猪口邦子君) そのとおりでございます。黒岩先生。

○黒岩宇洋君 そうしますと、この年限一つ取っても、今、適格消費者団体の認定を受けようとして準備している団体は、やはりいつから自分たちが認定を受けられるのかといった、こういったことが分からないままに準備を始めるということになりますよね。これは相当なる活動をしなければいけないと、それはある程度の年限ということですから。だから、私はこれはあえて指摘にとどめますけれども、この点を踏まえても、非常に、いざ適格消費者団体の認定を受ける側からすれば分かりづらくて、どのくらいの準備をすればいいのかという点で私は非常に不安に思うと思いますので、そこら辺もう少し明確にさせていただきたいと思っております。

○政府参考人(田口義明君) 委員長。
○黒岩宇洋君 いや、結構です。結構です。さらに、済みません、時間がないので。
これ、「適正に行っている」と認められる」とあります。この「適正に行っている」、これもうっすらと聞くとまあそんなものかと思うんですが、具体的にどのようなことを想定し、そして不適正な事例とはどういうものを想定しているのか、お聞

かせください。

○国務大臣(猪口邦子君) 例えば、事業者に対して改善申入れを行う活動などをやっているといったします。それで、これは合理的な根拠を持って行うことを意味するものであります。例えば実績づくりのつじつま合わせといいますが、そのような活動を仮にやるような場合があったとすると、合理的な根拠もなく事業者への申入れを行う、そういうような場合は個別具体的にしっかりと調べまして、活動は実績として評価しない、そういう考え方でございます。

○黒岩宇洋君 今一つの事例を出していただいたので安心していただけます。実績づくりは合理的な根拠もなく申入れを行うという、これはかなり特殊な事例なので、こういったことを行うところから私、適格消費者団体の認定に手を挙げるとは思わないので、そう考えますと、この要件ではね付けられるというようなことがそんなにないんじゃないかなと今、私は受け止めております。

ただ、その合理的な根拠というの、これももうこれ以上詰めませんけれども、それもまだまだある意味抽象的な概念ですので、こういったことももう少しケース事例は内閣府の方で詰めていただきたい、これは要請としてお願いしておきます。急ぎます。

そうしますと、次、この十三条三項の三号、ここにはまた、この適格消費者団体は、「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること」と抽象的な文言並ぶんですね。

ここであえてお聞きしますが、この「適正に遂行するための体制」というのはどのような体制か、これは人的、空間的、財政的、能力的、すべてにおいて明確な基準をお聞かせください。お願いします。

○国務大臣(猪口邦子君) これは、差止請求関係業務に關しまして、理事会、検討部会、事務局、職員等の組織、またどのような組織が何をするのか

かといった役割分担、こういうことが適切に整備されているということが大前提でございます。また、空間としては、事務所を所有しているか有していることが必要であると考えております。また、財政面につきましては、これは第十三号、第三項第六号に言います「差止請求関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること」、これが必要であると考えております。また、能力面におきましては、同項第五号に言います「差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること」、それによつて審査をするという考え方でございます。

○黒岩宇洋君 そうですね、まだまだ抽象的な文言に終始しているような気はするんですけども、さりとて話は進めていきますけれども。

まず、私、認定要件が厳し過ぎるんじゃないかという一つ問題点を指摘したんですが、もう一つは、やっぱり先ほどから繰り返している、なかなか不明確で分かりづらいという、これは非常に問題であると思っております。

それで、これ一点、途中でお聞きしますけれども、この法改正で、非常にこの法律は「内閣府令で定める」というのが文言中本文に大変多く見られる、非常に私、珍しい法律だと思つていられる。具体的に、「内閣府令で定める」こと、この文言というのは何か所入っていますかね。

○政府参考人(田口義明君) お答え申し上げます。この法案におきましては、内閣府令への委任事項が四十ございます。

○黒岩宇洋君 これ、法律事項の中でこれだけ内閣府令で定めることが多いのは、私も四年間内閣委員会でもやっていまして初めです。先ほどから議論を聞いていてお分かりいただけましたように、本文自体もなかなか分かりづらいと、加えて最後には内閣府令で定めるとなるんで、さらに、じゃ、どういふものを満たせばいいのかという、こういうような疑問点がわいてくるわけ

先ほど、適正に業務を行うには理事会が必要だという言葉がございました。この理事会については十三条三項の四号で幾つか規定されているんですけども、その四号の口、この文言でどうあります。「理事の数のうちに占める特定の事業者、ただし、「(内閣府令で定める特定の事業者を含む)」の関係者、この関係者について「(内閣府令で定める者をいう)」の数の割合が三分の一を超えていること」と、非常に分かりづらくなっているわけですね。

要は、特定の事業者の関係者の数がこれは三分の一を理事会で占めちゃいけませんよとあるんですが、まず、この「特定の事業者」の、括弧書きの「内閣府令で定める特定の事業者のある者」、これは何を指しているんでしょうか。

○政府参考人(田口義明君) 「特定の関係者」でございますが、法案の第十三条第三項第四号(1)にいう「内閣府令で定める特定の関係者」でございますが、これは、まず一つは、当該事業者との間に発行済株式総数の二分の一以上の株式数を保有する関係者がございます。また、このほかに第二の二分の一以上を保有する関係等を想定しているところでございます。

○黒岩宇洋君 局長、条文に示してあるものは答えなくても結構なんで、手短かに。

分かりました。条文以外のところで、二分の一の出資金額を出している、そういった事業者と関係がある者というんですけれども、私はこれあえてしつこくお聞きしたいのは、次の(2)です。これも「理事の数のうちに占める同一の業種に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が二分の一を超えていること」とあるんですが、この「同一の業種」というのはどういったことを想定しているんでしょうか。

○政府参考人(田口義明君) この規定におきます同一業界関係者でございますが、これは、例えば〇〇業界などといった形で日本標準産業分類を参考としながら事業区分を規定することを考えてて

ざいます。

○黒岩宇洋君 その場合、いわゆる生協つてありますけれども、生協に勤めている職員というのはこれ当然同一の業種に属すると考えてよろしいんですね。

○政府参考人(田口義明君) 生協につきましては、その行っております事業内容は実に多種多様でございます。したがって、日本標準産業分類のどの業種に属するものか、これは一概には申し上げられないわけですが、先ほど述べましたような、この規定の趣旨及び内閣府令の規定にのっとりまして、同一の業種に属する事業を行う事業者、これに該当するか否かを判断するということとなります。

○黒岩宇洋君 結局、生協の理事さんというのは幅広い方がなられていて、そういう方たちが非常に消費者活動に対して物すごく知識を持っている方が多いんですよ、現実には。そうしますと、この適格消費者団体の理事にも生協関係者が入るということはかなり想定されると思うんですね。そうなりますと、この二分の一条項といつてもかなり厳しくなる可能性が高いんですよ。今私が申し上げた、非常に消費者に対する知識のある生協の理事さんが入れないと、これ現実問題として非常に大きな問題になるんじゃないかと思うんですが、その点、内閣府としてはどうとらえているのでしょうか。

○政府参考人(田口義明君) お答え申し上げます。

生協につきましては、先ほど申し上げましたように、産業分類の大分類におきましては卸売・小売業、これに多くの生協が該当するわけですが、中分類になりますと、飲食品小売業でありますとか、織物、衣服等の小売業でありますとか、こういった形で個別に細分化されてまいります。生協が丸々一つまとまって特定の業種に属するということではございませんで、こういう分類のどこに当てはまるかということを検討いたしまして判断をしていくということでございますか。

ら、それが二分の一あるいは三分の一という基準に、直ちに厳しい基準として当てはまってくるということではないというふうに考えております。

○黒岩宇洋君 分かりました。大分類から追いついて個別に判断するというところで、生協でいくくりじゃないということでは答弁いただきましたので、ありがとうございます。

次の第五号に行きますが、この第五号でいわゆる検討部門、これを設置しなければいけないと、こういったものが設置しなければ認定要件を満たさないというこの条項なんですけれども、この検討を行う部門に対して、この条文では「適正に遂行することができ、専門的な知識経験を有する」と。これは要するに、手を挙げた、申請をした者が専門的な知識経験を有することが認められることとあるんですが、この「知識経験を有する」、これもかなり幅広い表現なんでもうちょっと具体的に、どのくらいの経験があればこれに該当するのか、それについてお答えいただけますでしょうか。できれば、大臣に、手を挙げたから、大臣に。

○国務大臣(猪口邦子君) そうですね、これはまず、消費者団体の活動といつても様々な活動が実際にはございます。例えばバザーをやっているとか、例えば産地から直送をしてそういうネットワークをつくるとか、いろいろな活動があるかもしれないですね。

先生御指摘の本号で規定する「知識」というのは、そういうことというよりは、消費者団体訴訟制度に関する、あるいはそれに関連する活動、具体的には、例えば消費者被害の情報収集活動、例えば電話一〇番活動などが挙げられると思います。それから、消費者被害の防止や救済活動、例えば事業者の不当行為に関する、先ほどもお答え申し上げました改善申入れ活動、そういう活動ですね。それから、消費者被害防止の救済活動の結果の情報提供、例えば事例集を公表するとか、こういう活動の知識経験であると考えております。

これらの活動に関する知識経験を有する者がそれを、その活動を行う部門ですね、例えば被害の

情報収集部門、あるいは判決内容、こういう情報を提供する部門、このような部門が適切に配置される、そして、その団体が人的な体制に照らして差止請求業務を適正に行い得ると、そういう能力があると考えられる場合、このような専門的な知識経験を有する者と認めるということでございます。

○黒岩宇洋君 これも非常に、答弁が大体長くなると中身というのは非常にあいまいで分かりづらくなるんですね。

今のお話聞いても、経験というのはある程度測れると思うんですよ。要するに実績活動とかのそういう記録もあるでしょう。ただ、特にこの消費者契約法を改正した、こういった活動についての知識、知識についての該当するものが認められるという、この知識というのはどうやって現実的に測るんですか。この団体が知識があるかないかというのには現実には内閣府としてはどうやって判断を下すことができるんですか、お答えください。

○政府参考人(田口義明君) お答えを申し上げます。

例えば、代表的な業務でございます消費者被害の情報収集活動、これにつきましては知識経験といたしましては、知識と経験を明確に区別して判断をするというよりも、総合的に判断をするということかと思いますが、例えばこの情報収集活動、被害の情報収集活動を行うには、一番有効な方策というのは、例えば電話一〇番活動をする。こういう電話一〇番活動をするには、まずこういう電話一〇番をいつどこでどういう形でやるか、こういうものを広報する必要がある。それが消費者に広く伝わるのと同時に、電話でそういう相談が集まってくる、こういう業務を経験的に積み上げていく。また、それを、この電話に関する知識あるいは広く広報して情報を集めるという、こういうノウハウを団体として蓄積をしていくという、そういう業務の専門的な知識経験を備えているかどうか、これを見させていただきます。

○黒岩宇洋君 電話一〇番等で情報収集をし、それについての告知をしていると、これが知識があると認定されると。

じゃ、更に行きます。この五号のまたイとロで、今言った検討部会を設けなさいと。検討部会を設けなさいと言って、その検討部会には、このイでは、消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として、また内閣府令で定める条件に適合する者を用意しなさいと。ロにおきましては、今度は法律に関する専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者を入れなさいと。これ、わざわざイとロで二種類の専門委員の条件を付けて、なおかつ、この五号の本文立で知識経験を有すると言っているが、またこのイとロで併せて知識経験を有すると、しかもそれは内閣府令で定めると。これね、ちよつと複雑過ぎるし、ここまでこの検討部門なるものに過度な要件をかぶせる必要というのはどうしてあるんですか。

○政府参考人(田口義明君) お答えを申し上げます。

まず、検討部門というところでは差止請求の要否及び差止請求の内容、どういう問題について差止請求をすべきかどうか、するとしたらどういう内容をするかということを検討するのがこの検討部門でございます。この検討部門におきまして知識経験というのは、その検討部門に加わっておられる専門家の方々の知識経験でございます。端的には相談員さんのような方々の専門知識、これは現在どのような消費者被害が社会的に問題化しているかと、こういうことを把握する能力かと思えます。

それから、ロのその弁護士さん等の専門知識というのは、消費者契約法等に照らしてどのような法的な問題を有するか、こういった点を分析評価をする、そういう面での知識経験でございます。

それから、五号の柱書きに書いてございます専門的な知識経験というのは、こういう専門家の個

人個人の専門能力ではございませんで、団体としての知識経験があるかどうか。それは先ほど申し上げましたような苦情相談情報、被害情報を収集する面でのノウハウ、あるいは差止請求を行った結果の情報提供といったような、こういうような業務も含めて、団体としてノウハウ、知識経験を持っているか、そういった面を見るのがこの五号柱書きの専門知識・経験ということでございます。

○黒岩宇洋君 いや、これ、委員の皆さんね、今の私と局長のやり取り聞いて、多分結構退屈だと思ふんですよ、かなり抽象的なことのやり取りで。皆様にイメージしていただきたいのは、適格消費者団体の要件として検討部会だと落とし込んでいく中で、こんなに膨大な条件付けというのは何で要るんだろうと。何かもう要件付けを厳しくしたいという、何かそういった思惑、思惑が怒られちゃうのか、思いが込められ過ぎていくのかなという、まあこれはちよつと問題の指摘にとどめておきます。

私も委員会質問のときというのはもう条文をきっちり読み込むんですけども、これは本当に難儀しました、複雑で。事務方ともやり取りするとき、ここの述語に相当する主語は何ですか、こういったことまで一々聞いて、そうすると返ってきた答えが間違っていたりとか、後で訂正が入ったりとか。こういう形で読み込んでいかなきゃいけないわけですから、これは、これから消費者団体が、適格消費者団体になろうとする人たちが実際に受けようと思つたらこれ大変ですよ。で、この後また内閣府令が出るのを待つわけですからね。

この十三条の要件のところでも最後お聞きしますけれども、六号のところ、これも何らか議論になっているんですけども、この適格消費者団体の経理的基礎ですね、これは「適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること」とあるんですけども、これも具体的にどのくらいの経理的基礎、財政的基礎があればいいのか、もう具体的に

お答えください。

○政府参考人(田口義明君) この経理的基礎の規定の趣旨でございますが、これは訴訟の途中で資金繰りが付かなくなるなどの懸念がない程度に安定的、継続的に差止請求関係業務を行うに足りる財政基礎を有していること、こういうことでございまして。したがって、必ずしも一定額以上の基本財産を自ら保有する必要はございません。

○黒岩宇洋君 そこはちよつと矛盾すると思うんですよ。複数年、これ少なくとも三年間は認定団体の有効期間ありますから、その間訴訟を継続するとすると、これはあれですよ、少なくとも具体的な額が必要になってきますよね。かすみを食って訴訟できるわけじゃないわけですから。そうすれば、先ほどおっしゃった、少なくとも複数年にわたって訴訟を継続していくには最低限これだけの額は要するという数字は私は想定できると思うんですよ。そこら辺、あいまいにせずにもうちよつと踏み込んで答えていただけますか。

○政府参考人(田口義明君) 適格団体の活動でございまして、活動のための資金でございますが、具体的には会費収入、寄附金、賛助金収入、事業収入、こういったものによって賄っていくわけでございます。こういう収入によりまして適格団体とその活動期間において差止請求等を行っていくと。これが安定的、継続的に賄われるかどうかというところでございまして、適格団体がその活動期間においてどの程度の差止請求の案件を取り上げるか、また訴訟等に持ち込む案件としての程度の案件を想定するかと、これによるわけでございます。基金のなとお金ついでいますか、ある程度のまとまったお金がまず当初からなければこの活動を始めることはできないという趣旨ではなくて、その活動期間における支出に見合う収入が安定的、継続的にバランスを取れて確保できるかどうか、これによって判断をするということでございます。

○黒岩宇洋君 ストックとしての資産は要らないというのは今理解しましたけれども、例えば、

じゃ、年三件の差止め訴訟を予定していると、行いたい。その適格消費者団体が年間予算規模が仮に二百万円だったとしましょう、要するに会費等の収入ですよ。これはいかがですか、今の六号の経理的基礎は有していますか。

○政府参考人(田口義明君) お答え申し上げます。適格団体の差止め訴訟の件数というのは、これはあらかじめ定まっているものではございません。まず、基本的に事前請求というのがございまして、事前請求によって事業者に不当な活動については是正を図っていたと。それを、事前請求を通じて是正を図る過程の活動というのがまず基本にございます。そういう中でどうしても解決できないものが最終的に訴訟に持ち込まれるということ、この訴訟の数をあらかじめ設定して、それに必要な資金ということで適格団体の財政規模といえますか、経理的基礎が定まるということでは必ずしもないというふうに考えております。

○黒岩宇洋君 ちよつと聞き方がまずかったですかね。もうちよつと別の、具体的に、ではその年間予算二百万円は変えないとしましょう。冒頭猪口大臣に、では適正に業務を行う人的、空間的、そして財政的なものは一体何かと言ったときに、例えば空間的にいえば事務所を設けるとございましてね。先ほど私があえてお聞きした検討部門なるもの、これはイとロに分かれて、消費者関係に対する専門家をそろえる、ロに関しては法律の専門家をそろえる、常勤かどうかはともかく、ここまで人的なものも要求しているわけですよ。

さあ、これをきつちりとそろえて適正なる業務を遂行するために、年間二百万円の予算であるこの団体は適格消費者団体として認定を受けることはできますか。

○政府参考人(田口義明君) 年間予算が二百万円であった場合にどのような活動ができるかということ、

けられるかどうか、もうイエスかノーかですよ。

○政府参考人(田口義明君) はい。そこは一概にできないということではないと思います。事務所を持つといつても、その賃借料が年間どの程度掛かるかと、どの程度の事務所を持つか。また、それから相談員さんを、あるいは弁護士さんに参画していただくというの、これも場合によってはボランティアという形でこの活動に参画していただくこともございます。そういう活動の参画の仕方によって掛かる費用というのはかなりばらついてまいりますので、年間予算が幾ら幾らだから認められるとか認められないと、これは一概に言えないと思います。

○黒岩宇洋君 局長、あいまいにしてもらつては困ります。いいですか。具体的な数字言っているんですよ。少なくとも日本国に住んでいて、相場観というのがあつたところというのはほとんど首都圏ですよ。そうしますと、例えば事務所一つ設けても、月額で幾ら掛かりますか。礼金、敷金というのは東京や大阪だったら発生しますよね。最低でも十万とか掛かりますでしょう。ボランティアなんていう表現を使いましたけれども、今、弁護士さんたち相当苦勞してボランティア精神でやっていますけれども、じゃ本当に無償で無給でできるか。そんなことは続きませんよ。少なくとも持続可能な団体ではあり得ませんよ。そうですね。

先ほど、知識については電話一〇番のその活動実績だ。そのほか、告知にすればともすればホームページも用意しなければいけない。ホームページ一つ作るのに幾ら掛かりますか。何十万単位でしょう。先ほど申し上げた家賃、仮に十万だとしても百二十万掛かりますよ。どうなんですか。それで二百万円できるかどうかについてだけイエスかノーかで。これはもう国民生活を見ての局長ですよ。国民生活の実体として二百万円ですることができるのかどうか、そんなことは分かりますよね。端的にお答えください。

○政府参考人(田口義明君) 仮に年間予算が二百万円であったときに、それが活動として成り立つかどうか。これは、黒岩先生御指摘のように、どこに事務所を置いて活動するかにも大きく影響されるかと思えます。

現在、この適格団体を目指して首都圏あるいは関西圏で活動をしている団体におきましては、例えば一千万円のオーダーの予算を想定して準備を進めているというようなことで、首都圏あるいは関西圏におきましてもそれなりの活動ができるような準備態勢を整えつつあるというふうにお考えしております。

その他の地域でこういう活動を準備している団体もございしますが、その団体の方々にお話を伺いますと、まあ会費、それから事業収入等で確保し得る予算の範囲内でできるだけの活動をしているというふうなお話をされる団体の方々もおられます。

そういう形で、発足当初におきましては収入に見合った活動ということで適格団体の活動を立ち上げていくと、これも一つの方法ではないかというふうにお考えしております。

○黒岩宇洋君 局長、話をそらさないでください。その一千万とか一千万の団体を言っているんじゃないやしません。その規模は三つぐらいしかないですよ、団体で。あとはみんな二百万以下ですよ。時には三十五万とか四十万。そういうところで、局長は国民生活局長ですよ。私は、額が少なからずそこをはねてくれと言っているんじゃないんですよ。私の言っているのは、今まで縋々としてきた人的だとか経済的だとか様々なところでこれだけの要件を課したら、やはり生活感としてこれだけの掛かるだろうなって大体見えてきますよ。それだけ必要になってくるわけですよ。しかし、その経理的基礎がなければ認定できないという、こういう条件があるわけですから、だったらこれ、せつかくやる気があっても受けられないんじゃないかという指摘でやっているわけですよ。

だからもう、繰り返しします、二百万以下で、さっきの一千万、一千万五百万いいです、そういう団体あること知っていますから。二百万でできるんですか。これだけ十三条で過大にかぶせた要件を満たして認定を受け、なおかつそれを業務を遂行していくことができるんですか。じゃ、大臣、お答えください。

○国務大臣(猪口邦子君) 私、黒岩先生は非常に重要な御指摘をされていると感じているんですね。私の答えは、それは二百万でも適格団体として認定されるケースというのはあり得ると思うんです。

それはどういう場合かと考えますと、まずボランティアで専門的な知識を活用できる。それは、私は二百万しかない、それで、それでは不十分じゃないですかと言われて、いや、ボランティアの人にもたくさんいますと言っただけでは駄目だと思えますね。既に専門的な知識をボランティアのような形で、あるいはセミボランティアのような形で、共感を取り付けながら参画してもらってきている、その実績があるかどうかだと思うんですね。そもそもその経理的な基礎が金額としては小さくても、消費者団体としての活動実績の中で多くの人の共感を得ながら、そして問題解決能力を示しながら実際にそのような専門的な知識を、それは弁護士や司法書士、あるいは法律をやっている学生さんも含めて調達できている、その実績も含めて考えるんだと思うんです。

ですから、同じ二百万の基礎しかない団体でも、口だけで、いや、これからボランティアを募ってみんなやってくれますよと言う場合と、既にそういう実績を持って多くの専門的な能力を活用してきているというところを示せる団体とは、そこで判断が変わってくるんじゃないでしょうか。

○黒岩宇洋君 踏み込んだ担当大臣としてのお言葉、私も大変共感しております。認定をはねるというよりは、今までの実績を丁寧に見て、やはりできる活動の範囲で認定していくという。ただ、大臣、先ほどおっしゃった今までの消費

者団体としての活動、それと、今後適格消費者団体として行っていく活動には私はかなりの違いがある、開きがあると思うんですよ。その要件が今の十三条で議論してきたところなんですね。

私は、先ほどまで申しましたけれども、なかなかお金がないから駄目ですよという、こういう姿勢は私は政府は決して取らないと思うんですよ。せつかくこの法改正をして一歩前に進めるといい。

そこで、今日は財務省と総務省からおいでいただいておりますが、やはり税制的なそういうバックアップも必要になってくるのではないかと考えておるんです。こういう適格消費者団体に、これについて、まあ税制的なことも含めて、財政的な支援について財務省、総務省としてどういったことをお考えなのか、これについてお聞かせいただけますでしょうか。

○副大臣(赤羽一嘉君) 適格消費者団体の適格要件に関しまして先ほどからやり取りされている中で、猪口大臣からの御答弁にもあったかと思いますが、この適格要件の中に、差止請求権を適切に行使するために十分な財政基盤等を備えているという要件がございまして、この要件をクリアできると当該団体へ更なる税財政上の優遇措置が必要と財務省としては考えておりません。

なお、特定非営利活動法人や公益法人に対しては、既に収益事業から生ずる所得に対してのみ課税するといった税制上の優遇措置が講じられていたところと比べてございまして。

○政府参考人(岡崎浩巳君) お答え申し上げます。

先ほど来御指摘のありましたように、適格消費者団体につきましては、その認定の要件としまして特定非営利活動法人又は公益法人となるということが条件になっております。これらの法人につきましては、既に税制面では地方税法で特例措置が講じられているところとございまして。例えば、法人住民税の均等割につきまして原則最低税率とするとか収益事業課税にするとかいうようなこと

が、措置を行われております。

ただ、一般論として申し上げますと、特定非営利活動法人等のある特定の団体に対して地方団体が自分の判断で支援が必要だという場合には、現在でも補助金等の財政支援、あるいは条例による税の独自減免措置等の措置が行われている例が多いというふうには承知をいたしております。

○黒岩宇洋君 大臣、今の赤羽副大臣、そして岡崎審議官の御答弁聞いて御理解いただけたと思うんですけれども。

結局は、この条文立で、この六号で、要は財政的な基礎的、経理的基礎を要すると、これがかぶせてあると。要するに、厳しい要件をかぶせてあるから、この要件をクリアした団体は財政的支援は今後要らないでしようという、こういう論理になったわけですよ。こういうことです。

まあ、財務当局としても総務省としても、これはそうお答えになるでしょうね。でも、大臣、今のその前の我々のやり取りの中で、実際にはここでは、六号の中で経理的基礎を有すると言いますが、なかなかそうは、そんなに潤沢なところはないと。だけれども、今までの経験の中から少しづつ、ボランティアの方も含めながら、できるところは認めようという、前向きなお答えいただいています。

でも、今申し上げたとおり、この条文を読む限りにおいては、やっぱりすごい財政的基盤を持っているとは思えないわけですよ。だから、そこは、私は少なくともこの担当大臣としてリーダーシップを発揮していただいて、さらに、私は今この場でちょっとお願いしたいんですけど、財務省、総務省にむしろこの財政的な支援をやつぱり要請していただきたいんですよ、この場で。大臣、お願いいたします。

○国務大臣(猪口邦子君) 黒岩先生、そもそもこの消費者適格団体の活動をどういうふうな日本社会というものは今後とらえていくのかということをお考えますと、その根本にはその消費者としての意識啓発、そして能力の高さ、知識の高さ、これ

を触発していく、そして誘導していくということが重要だと思ふんです。そのためには適格消費者団体は、私としては積極的にセミナーとかシンポジウムとか、そういう広報活動と教育活動をやつてもらいたいと思ふんです。

ですから、そういうことをやることによって、団体としても経理的な基盤を拡充することができるとありましようし、国民、社会としてもそれから大きなベネフィットを受けることができるんです。そういうところを頑張ってもらいたいという気持ちがあります。

そして、要件につきまして、これだけ厳しくという御指摘をすつといただいているんですけれども、やはりもう一つの考え方の根本は消費者利益、消費者全体の利益のために働くんだと。それは被害を受けてない団体が消費者全体の利益に働くということですから、やはりそこにつきまして高い能力を期待するというのがこういう細かい要件規定になっていると、そういうふうな考えております。

○黒岩宇洋君 大臣、今大臣がおっしゃられた相手先は消費者であつたり消費者団体なんですよ。広報活動をしてください、啓発活動をしていただきたいと、これはもう以前からの答弁でも聞いています。

今私が申し上げているのは、政府内部でやはりでき得るところは、これは内閣府に担当大臣を置くということとは横断的なところでのリーダーシップを発揮するという、これは小泉内閣になつてからも徹底してやっていることなんですよ。そのために責任を持った猪口担当大臣が置かれているわけですから、そういう意味では今は政府内に向かつて私は発していただきたいんです。再度、答弁を求めますよ。

先ほど岡崎審議官も条例という言葉があつたんですけれども、この消費者生活条例の中で訴訟援助制度等というものがあるんですけれども、これも、ここではもう時間ないんで答弁求めませんけれども、物すごい要件が厳しいんですよ、物すごい

い要件が厳しい。要するに、被害請求額が少な過ぎて訴訟費用の方がたくさん掛かっちゃうとか、いろんな要件がぶせないと、この条例に基づく訴訟援助制度というのは活用できないんですよ。私はこういったものも拡充していく。だから、私も、財務省の方からお金をもらつてどんどん、じゃ適格消費者団体に補助金を出せという時代じゃないと思つていらっしゃるんですよ。ただ、今ある制度の拡充とか、こういったところを担当大臣として要請するという、シグナルを発すること自体がやはり私は消費者の皆さんや消費者団体の皆さんにとって力強いバックアップになるという、こうとらえていただけたらと思つていらっしゃるんですよ。

この点を踏まえて、大臣、再度答弁いただけませんか。政府内、財務当局にも総務省にもやはり様々な要請をしていただきたいんですよ。これは消費者の願いなんですよ。大臣、この点についてお答えいただけないでしょうか。

○国務大臣(猪口邦子君) まあ、いろいろな支援の仕方はあると思いますが、私先ほど申し上げましたように、セミナーやシンポジウムを通じて広報活動で日本の消費者の意識全体をレベルアップするために働いてもらいたいという気持ちは強くなるんですよ。そういうところから収益を上げるという方法もあるだろうとは思いますが、黒岩先生、これだけ積極的に御発言されましたので、支援の仕方としてはいろいろあるとは思いますが、私としては私として検討して、政府内でまた働き掛けも含めて取り組んでいきたいと思つております。

○黒岩宇洋君 これでもう質問終わりますけれども、政府内で働き掛けするという、これももう強い今のお気持ちをお聞きしたんで、私も本当にうれしく思つております。

私、一つ最後にちょっと不安なところを申し上げたいんですけれども、やはりこの団体訴訟制度、これは確かに日本初ですから、これは注目浴びますよ。すばらしい制度だと思います。注目を浴びるがゆえに、施行されると、適格消費者団体

の皆さんは認定を受けると、これ一生懸命訴訟を起こそうとしちゃうかもしれない、分かりますよ。そうなったときに、いざ原告が敗訴しましたと。そうなったなら、じゃ、事業者はどうするかという、これ物すごく注目を浴びますから、大抵訴訟を起こされただけでもその時点でかなりマイナスのイメージは付きますとわけですよ。でも、いざ原告が負けたと、自分たちが勝つたとなれば、これは多分多額な損害賠償請求をするとか、やつぱりそういった対抗措置に出ざるを得ないですね。私が申し上げたいのは、こういう負の連鎖で事業者と消費者がまるで相対立するといふ、こういうふうなことになるっていただきたくないんです。

冒頭申し上げました、これは一般の日本の企業というのは、もうコンプライアンスもしつかりしているし、ガバナンスもしつかりしている。けれども、特定の一部の事業者を、ひどい悪徳なこういった人たちをこの団体訴訟制度によってある意味排除していくことによって事業者も信頼され、そして消費者も的確な消費行動ができるという、これが制度の趣旨ですから、私はこのことが貫徹できるように猪口担当大臣に本当にリーダーシップを発揮していただきたいことをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○風間起君 公明党の風間ですけれども、大臣、これは通告していませんけれども、消費者の生活相談といましようか、苦情件数ですごく伸びているんですよ。ざつとどのぐらいあるか御存じですか。

○国務大臣(猪口邦子君) 内閣府として把握している限りでございますけれども、昨年百二十万くらいということ、あつ、百二十万。

○風間起君 百二十万件、本当に百二十万件ですごく多いんですよ、意外とね。

それで、二年前に消費者基本法ができたときに、この消費者政策に対してきちっと国が位置付けるということが必要であると。その中で、消費

者教育、今、広報活動、教育活動とおっしゃつていましたけれども、消費者が自立していくための消費者教育に力を入れなければならぬということが消費者基本法で、この今回の法案とは別個に消費者基本法で議論されたわけでありまして、でも、相変わらず消費者契約に関するトラブルは、今大臣がお話しされましたように、百二十万件あると。やつぱりこれは悪質業者による反復行為といましようか、継続的な行為といふか、そういうことの増加が主なこの増えていることだと思ふんですけれども、それを考えますと、その消費者基本計画の中に消費者の自立のための消費者教育が必要だということと成立したわけでありまして、この消費者教育ということが本当に十分に行われているわけでありまして。

そういう意味で、この間の消費者教育というのはどうだったのかということは今担当大臣として総括的にどのようにお考えになっているのか、伺いたいと思う。

○国務大臣(猪口邦子君) 大変重要な御指摘で、私も消費者全体の意識のレベルアップを図ることによってより良い消費者生活が可能になると考えております。

特に最近、高齢者、そして実に若者も中心に被害が広まっています。一つは、学校や社会教育施設における消費者教育の推進が必要、これは消費者基本計画でもそのように重点化して推進体制を取つてきているところなのですが、被害が御指摘のように絶えないことを大変残念に思つております。また、より身近なところで幅広く浸透して消費者教育を実施するために消費者問題出前講座というものを実施しております。

私としては、やはり広報啓発活動を今後一層様々な市民活動も含めて強化していただき、消費者が自ら主体的な判断と、それがまた重要な市民生活としての知識であるという認識の下に消費者被害に遭わないよう努力していただくと、またそういう努力を引き出すだけの働き掛けを、推進計

画に基づいて、基本計画に基づいて推進していき
たいと考えております。また、関係省庁と連携を
密にしながらかつていく必要があると思ひます。
学校教育の中あるいは社会教育の中、また様々
な年齢層の方々あるいは地域に浸透しながら消費
教育を徹底していきたくと考えております。

○風間総務 今おっしゃいました大臣の、平成十
七年度から二十一年までの五年間での、この消費
者基本計画の中に九つの重点項目を挙げられてい
るうちの二つを今おっしゃっていただきました。
消費者教育も入っていますけれども、緊要な消費
者トラブルへの対応というのが入っているわけで
あります。

そういう意味では、振り込め詐欺のこの部分は
減少傾向にあるような感じがしますけれども、今
回議論する消費者契約被害についても、最終的に
は消費者教育をいかにしていくかということが極
めて大事であります。事はもう論をまたない。せつ
かく新しい制度をつくっても、結局、啓発活動を行
うことが極めて大事なことで、問題はその予算
がどう付くかということなんだと思ひます。

一例お話しさせていただきますと、北海道で今
年大雪になりました。北海道だけじゃないで
すけれども、そのときに、特に高齢者の家庭をね
らった悪徳雪下ろしの事例がありまして、契約の
段階では大した見積りもしないで、雪下ろしして
後法外な料金を請求するというやり方であつて、
北海道経済産業局も、これは大変だということ
で、雪下ろしも明確にクーリングオフの対象であ
るという指示を出したんです。判断をしたわけ
です。対応としては非常に良かったんだけれど
も、結局そのことを知っていた道内の高齢者の
方々はどのぐらいいるのかなというところ、ほとん
ど知らなかったわけですね、このことについて。そ
ういう意味では、消費者教育に一番やっぱり欠け
ているのは周知徹底のための予算だと思ひん
です。

今年度どのぐらいそのことについて付けたのか
ということ、今回この法律が成立した後、来年

度に向けてどのように持つていくのかということ
を伺いたいと思ひますけれども。

○国務大臣(猪口邦子君) 十八年度予算とい
まして、内閣府では、今申し上げました消費者問
題出前講座の実施あるいは消費者教育体系化のた
めの調査、消費者教育の教材などの作成を中心
にしまして、一億五千万八百万円の予算を計上して
いるところでございます。また、今申し上げました
とおり、消費者基本計画に定められました学校や
社会教育施設における消費者教育の推進、これを
推進していくところでございます。

同時に、今先生が御指摘になりましたことにつ
いて私がお聞きすることは、消費者の意識を高めて
いくと、そのために積極的に広報啓発、そして教
育活動を行つていく、これも重要でありますけれ
ども、何と申しますか、やはり非常に孤独な老人
の方々がたくさんいらっしゃる。そして、地
域全体で助け合つていくというようなところが十
分ない中で、特にそのような高齢者の方々が接
近してくるこういう悪徳な活動に対して脆弱な状
態になっているとするならば、より広い観点から
高齢者の安全、安心を確保していくための考え
方、そして地域全体でもつとお互いに支え合うよ
うな、本来日本が持つていた考え方で、これ
も含めて改善が必要ではないかと考えておりま
す。

○風間総務 来年度に向けてについては、国民局
長、教えてください。

○政府参考人(田口義明君) お答え申し上げま
す。

今後の予算の御質問でございますが、消費者基
本計画において定められております学校や社会教
育施設における消費者教育の推進、これが重点事
項になってございますので、この一層の充実を図
るよう引き続き努力してまいりたいと考えており
ます。

○風間総務 次に、具体的なことでありますけれ
ども、悪質リフォーム業者による被害も多発しま
した。必要ない換気工事を何回も行うことで数百

万単位の損害が発生していたこともあり、また火災
警報機の悪質販売も、これは昨日の共同
通信でも出ておりましたけれども。

警察庁に伺いたいんですけれども、訪問販売リ
フォームの件で逮捕された人員と件数を教えてま
ずもらいたいと思ひますけれども。

○政府参考人(竹花豊君) 平成十七年中の住宅リ
フォーム工事に係る特定商取引等事犯の検挙状況
でございますけれども、六十四の事件を検挙、摘
発をいたしております。これは前年の二十二事件三十
七人と比較いたしまして大幅に増加しているもの
でございます。

○風間総務 この悪質な訪問販売リフォームだけ
じゃなくて、リフォームを含む建設業法における
処分内容を国土交通省としては事例数と同時にど
のように把握しているのか、教えてください。

○政府参考人(竹花豊君) 建設業法による処分と
しては大きく三類型ございます。

一つは、建設業の許可を取つていない業者と取
つていない業者がございまして、その許可の有
無にかかわらず違反事実を是正するための指示
処分、それから期間を定めて営業の全部又は一部
を停止するような営業停止、こういう三つが
ございまして、また、許可を取つていない業者につ
きましては、最も重い処分として許可の取消処分と
いうものが規定されております。

具体的な数字でございまして、建設業法
に基づいて国土交通大臣が行つた処分のうち、平
成十六年及び十七年においては、悪質リフォーム
に関する法令違反や不正な行為を原因として処分
した事例はございせん。これは、一つには、既
に実刑判決を受けたようなケースもあるわけでござ
いまして、この会社が廃業届を出してしまつて
処分の対象がなくなつてしまつたのが一つござい
ます。それからもう一つの類型として、今裁判が
係争中でまだ判決が確定してないというこ
とで、建設業法に基づく処分は行政処分でございます
ので、判決が確定した後行うということで判決

を待つていられるというものもございまして、そう
いうことから、十六年、十七年においてはござい
せん。

ちなみに、全体の建設業関係の処分でござい
ますけれども、平成十六年、指示処分が六十件、営
業停止が百十件、それから取消しも一件ございま
す。平成十七年に、指示処分は三十八件、営業停
止は五十八件、取消処分は一件と、こういう状況
になっております。

○風間総務 ありがとうございます。

いづれにしても、今伺つた限りにおいては、数
は増えていくというところでございます。警察の
方も検挙人数は去年、おととしに比べて三十七人
が百八十五人というふうになっていくわけであり
ます。

したがって、難しいことかと思ひますが、悪
質業者に対する再発防止策をどういうふう具体的に
練るかということが極めて大事ではないかと
いうふうにお聞きでございます。警察庁、そして
国土交通省にその対応策を聞きたいと思ひます
が。

○政府参考人(竹花豊君) 警察庁におきまして
は、このリフォーム詐欺事件が多発をしまつて
ましたのを受けて、昨年の七月に全国警察に
対して対策の強化を指示しております。

これを受けて、都道府県警察におきまして
は、この種事犯の相談に対しまして積極的に対応
し、証拠が収集できれば鋭意取締りを推進するこ
とや、様々な機会にこの関係の事犯の広報をする
ことなどを通じまして、この種事犯の防止に努め
ていくところでございます。

○政府参考人(竹花豊君) 国土交通省におきま
しては昨年、悪質リフォーム対策検討委員会とい
うものを設けまして、建設業法に基づく指導監督
等の在り方についてガイドラインを定めて、都道府
県等と連携強化を図つていくところでございま
す。

○風間総務 そういう対策をするというのは極め
て大事なんですけれども、問題は、悪質業者に関

する情報とか、それをきちっとどういう形で収集して、そして分析するということも極めて大事であります。恐らく国民生活センターとか全国の消費者センターには、そういう苦情とか何かというものは極めて、悪質業者に関する情報というのはほとんど毎日のようにもたらされているんじゃないかというふうに思うんです。

ですから、そういう生情報をどこかという形で一元的に管理していくということも極めて大事だと思えますけれども、これ内閣府がやるのかどうか分かりませんが、警察あるいは国土交通省も含めて所管官庁と連携を取ることが大事だと思えますけれども、この点についてはどのように取り組まれていますか。

○政府参考人(田口義明君) お答え申し上げます。

全国の消費生活センターに寄せられます苦情相談、生情報でございますが、これは国民生活センターにすべて情報として集約されてまいります。この件数が、先ほど大臣から御答弁申し上げましたとおり、年間百二十万件程度に達しているということでございます。

この寄せられました苦情相談の特徴なり新しい手口とか、まあ悪質商法でございますという新しい手口等につきまして分析をして、それをまた全国にフィードバックをする、全国の消費生活センターにお伝えをして、消費者への注意喚起に使っていただくと、こういうことを進めておりまして、特に緊急なものについては迅速に対応するというところで努力をしているところでございます。

○風間純君 それでは、次行きますけれども、実際に訴訟を提起するに当たりまして、あらかじめ書面による差止請求して、その書面が着いてから一週間経たなければならぬというふうに定められていますけれども、まあ確かに二日や三日でできる話じゃないかと思えますけれども、被害発生、拡大の防止という将来に向けての制度でありますから、それは仕方ないとしても、一週間を三日に縮

めるとか二日に縮めるといのは仕方ないとしても、既に多くの損害が発生している場合には、差止請求書面が到達、到着した段階で、一切の業務を停止して、そして売上げなどを持って逃げるということも予想されるわけですね。

ですから、被害者の救済という観点からすれば、その消費者の財産保全、あるいは個々の消費者に代わって代行請求ができるという手続も大事であります。たしか民主党さんの政権公約の中でも、このことについて、差止請求に加えて損害賠償請求権を導入するということを主張されていたように思いますが、今回この部分は改正法に盛り込まれていませんけれども、この点をどのように今後していくかということが極めて大事だと思えますけれども、お考えを伺いたいと思えます。

○政府参考人(田口義明君) お答え申し上げます。

迅速な対応が極めて大事であるということは、先生御指摘のとおりでございます。この法案におきましては、相手方の事業者等に対して不当な行為があれば自ら是正するための機会を与えて紛争の早期解決と取引適正化を図ると、こういう観点から、適格消費者団体に対して書面による事前請求を義務付けているところでございます。

この事前請求をしてから訴えの提起までに必要な期間でございますが、まず、事業者等が是正するために必要最小限の期間を付与する必要があるため一方、事業者等のは正を待つ間に消費者に被害が広がってしまうのを防ぐ必要も、これも同時にございまして、本法案におきましては、両者の要請を勘案して一週間としているわけでございます。

また、この法案の第四十一条ただし書におきましては、一週間の経過前であっても、事業者等が適格消費者団体による事前請求を拒んだときは、この場合には直ちに訴えを提起することができるといふこととしております。適格団体による事前請求にもかかわらず、事業者等の不当行為が拡大しているなどの事情が、これがあれば、事

業者等による黙示の是正拒絶があったものと認定し得ると考えられ、直ちに訴えを提起することができるといふ仕組みになってございます。

○風間純君 時間ありませんけれども、後半について十分な答弁になってないですが、後でまたちょっとやり取りしたいと思えますけれども、後半の質問についてですね。

もう一点は、この制度をスタートしたときに、スムーズな出しができるように認定作業について弾力的に対応すべきだと思われ、この制度スタートまでの連続性について一言、もう時間ありませんから、どういふふうに考えているのか聞いて、終わります。

○政府参考人(田口義明君) お答え申し上げます。

この改正法の施行に向けて、受皿を目指している団体というのは既に活動を始めております。この法案におきましては、活動実績、複数年を基本といたします活動実績が認定の一つの要件になってございまして、その連続性について配慮するというのが極めて大事な点になるかと思っております。

このような消費者団体の既に始まっております活動を適切に評価しながら、適格団体として認定することによりまして、改正法の施行の前後を通じて、消費者団体も消費者利益の擁護のための活動を実質的に連続させて行うことができるようになるというふうに考えておりますので、行政としてはこういった点につきましても、改正法の周知、広報とともに、施行後の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○風間純君 終わります。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道でございます。

前回も申し上げましたけれども、この団体訴訟制度、大変画期的なことであるというふうに評価しておりますけれども、しかし最大の課題点はいわゆる後訴遮断の問題であると、こういうふうに思っています。

私は前回の議論、そして参考人の質疑を聞かせていただいて、やはり後訴遮断効の生ずる領域をできるだけ小さくする、そして例外をできるだけ広く解すると、こういう方向で是非運用をさせていただきたいと、こういうふうに思っています。いざいざいざいざいざいざ、これは実験的な、とにかくスタートする制度でございますので、理論的に必ずしも明確に整理ができなくとも、とにかく一歩一歩という意味で、今言った方向で是非運用をさせていただきたいと、こういうふうに思っています。

その例外的な事由をできるだけ広くという意味で、私は前回、口頭弁論終結の後に生じた事由の中で新しい証拠が発見された場合どうするかという質問をいたしました。このことについては一定の御答弁をいただきましたが、もう一つ聞かせていただきたいという点がございまして。

それは、衆議院の議論の中でも出てまいりましたけれども、業界の慣行が変化した場合どうするか。業界の慣行が変化した場合は後訴が可能というそういう答弁が衆議院の内閣委員会で行われたようでございますが、この業界の慣行が変化したというのは具体的にどういうことを言うのか、そしてそれはだれが判断するのか、どなたでも結構でございますので、御答弁いただきたいと思えます。

○政府参考人(田口義明君) お答え申し上げます。

〔委員長退席、理事芝博一君着席〕
お尋ねの業界の慣行変化でございますが、例えば、これはあくまでも想定ケースでございますが、建物の賃貸借契約の終了に伴う敷金の返還に關しまして、仮にいわず自然損耗分の原状回復費用まで賃借人の負担とする内容の契約条項が、その後の業界の慣行と社会通念の変化により、信義則に反して消費者の利益を害するものと評価されるに至ったような事情がある場合には、この第十二条第六項に該当するものと考えられます。この点につきましては、裁判所によって判断される

ということでございます。

○近藤正道君 分かりました。

それでは、今度は、損害賠償請求に関してお聞きをしたいと思っております。

今ほど風間委員が一番最後のところで質問をしたにもかかわらず答弁がなかったわけでありまして、私が、じゃ代行して質問をしたいというふうに思っています。

団体訴訟制度、今回は差止請求ということでございますが、海外では差止請求だけではなくて損害賠償についても適格当事者に、消費者団体に訴権を認めると、こういうところが結構ございまして、そして、これは審議会でもいろいろ議論になりましたし、消費者団体の中からも損害賠償請求についても認めるべきだという議論があったにもかかわらず、今回これが入れられなかった。

これは先日の参考人質疑の中でも明らかになりました、山口参考人がるる申しておたというふうに思いますけれども、その地方の例えば高齢者等が少額の被害を被る、裁判をすれば給の代より償の代が高くなつてとてやれないと、そして結局泣き寝入りすると、そういうケースはたくさんございまして、そういうものに対して、事態に対して適格消費者団体が請求をする、こういう制度は本場に私は必要だというふうに思いますが、今回見送られた。

しかし、これでもう完全に終わりということではなくて、いろいろ今後のひとつ検討課題にしていくということは衆議院でも出てきているようにございますが、具体的にどういうふうな今後の検討を進められていくのか、副大臣から御答弁いただきたいと思っております。

○副大臣(山口泰明君) お答えいたします。

この制度については、今お話がありました少額訴訟制度の拡大や簡易裁判所の機能の充実等の司法アクセスの改善との関係を踏まえる必要のほか、被害を受けた消費者個人が自ら有する損害賠償請求権との関係をどのように整理するか、本人の知らない間に団体が提訴して敗訴した場合の本

人の不利益をどう考えるか等の解決すべき困難な問題もありまして、今回の法制化の対象とはしなかったところであります。

しかし、今回の消費者団体訴訟制度は、直接の被害者でない第三者である消費者団体が消費者全体のために差止請求をすることができるようになるという点では我が国においても画期的な新しい制度でありまして、その見直しに当たっては、今後社会における定着の度合いや評価等を的確に把握する必要があると考えております。

この導入については、現時点においては具体的な検討スケジュールがあるわけではございませんけれども、今後、司法アクセスの改善手法の展開を踏まえつつ、その必要性等を検討してまいりたいと思っております。

○近藤正道君 具体的な検討ではないけれども、しかしやってみようということでございますが、是非、これは消費者の要望も非常に強い制度でもありますし、海外ではそれなりに機能している制度でありますので、検討いたしたいというふうに思っています。

(理事芝博一君退席、委員長着席)

もう一つ、その損害賠償の請求の問題とかかわって、不当利得の、利益の吐き出しの問題があると思うんですね。そういう形で、弱者を食い物にして少額の被害をため込んで、一定の不当利得を銀行やあるいは郵便局の口座にため込んでいくケースが結構ございます。これに対して、これを回収する制度、こういうものも私は今後の検討課題だというふうに思っております。

実は、これはこの参議院でもこの間議論になりましたけれども、振り込め詐欺だとかあるいは様々な経済事犯で振り込まれた、口座に金を振り込まれた、これが大手銀行だけでも、メガバンクだけでも四行で三十五億円ぐらいあるということが明らかにになりましたし、いろんな調査によりまして、地方の銀行等入れば、銀行だけで百億円ぐらいあるだろうと、こういうふうに言われています。さらに、最近、銀行はちよつとまずいん

で、郵便局の口座に振り込まれるというケースが非常に増えておりまして、これも消費者問題に非常に詳しい弁護士の方々の話を総合いたしますと、これもちよつと百億円ぐらいあるだろうと。

問題は、この百億とも二百億とも言われる犯罪口座、今これ分かりますと口座を凍結いたしますので、もう加害者の方には戻らぬ、しかし被害者の方にどうやって金を吐き出させるかということについては大きなステップでありまして、このことについても是非私は、損害賠償請求の問題と併せてこの不当利得の吐き出しの手法について御検討をやつぱりいただきたいと。これは金融庁と連携を取りながら内閣府の方では是非御検討いただきたい、こういうふうには思います、いかがでしょうか。

○副大臣(山口泰明君) 御指摘の問題につきましては、被害を受けた個々の消費者個人が自ら有する損害賠償請求権との関係をどのように整理するか、本人の知らない間に団体が提訴して敗訴した場合の本人の不利益をどう考えるか、また、少額多数被害者のための司法アクセスの手段を改善する展開を踏まえつつ、今後の必要性和、先ほど申し上げたのと同じなんです、この不当利益剥奪目的とした団体訴訟制度については、参考になるものとしてはドイツに例がございまして、二〇〇四年七月に不正競争防止法が改正され、事業者が不正競争行為により得た利益を剥奪し、国庫へ返還するよう請求し得る権利を適格消費者団体や事業者団体に認める制度が導入されたものと承知をしておるところであります。

この制度については、ドイツの国内でも、団体による威嚇、制裁的な制度が適当か、また国庫への利益返還は請求権の濫用を防止する効果があるが、一方、団体のインセンティブがそがれるのではないかなど、様々な評価、議論があるところでございます。判例の積み重ねもこれから聞いており、それらの動向も踏まえつつ、先生のお考えもありますが、慎重に考えていきたいと、こう思っ

ております。

○近藤正道君 いいですか、副大臣、これは振り込め詐欺の問題にかかわって、さっき言いましたように、銀行の口座に多額の不当利得の金のため込まれておるわけですね。これを吐き出させるというシステムをどうやってつくっていくのかという議論に関連して、与謝野大臣は、この間、積極的に考えてみたいと、こういうふうな答弁をされているんですね。ですから、是非金融庁と連携を取りながら、慎重ではなくて前向きに、果敢にひとつやってみていただきたい、こう思いますが、どうでしょうか。

○副大臣(山口泰明君) それでは、金融庁とか関係当局と慎重に協議しながら、先生の御指摘には積極的にやってみていきたいと思っております。

○近藤正道君 よろしくお願ひします。

最後の質問になるというふうに思いますが、今回は、消費者契約法の不当勧誘とかあるいは不当な条項、これの差止めということでございますが、これで実験的にとにかくスタートをします。しかし、問題は、この領域だけにどまつている必要はないわけでありまして、特定商取引法とかあるいは独禁法だとかあるいは景品表示法、こういう関連の領域にもこの差止めの対象を今後拡大する方向で検討をいただきたいという例えのことなんです。

実は私、昨日、サラ金の多重債務の救済について別の委員会で質問をいたしましたけれども、例えば今サラ金業界は利息制限法と出資法の間のグレーゾーンでもって商売をしております。そこで、極めて限りなく出資法に近いところで、金利で商売をやっているにもかかわらず、宣伝、広告するときは、利息制限法以下の利率から出資法に極めて近いところの金利まで、この範囲で商売をしております、つまり一二％から二八％ぐらいで商売をしておりますということを堂々とやっているわけなんです。

しかし、九九％、二八％ぐらいで商売しているにもかかわらず、あたかもケースによっては利息

制限以下で金利取っていますよと、こういう人を感わすようなそういうことをやっている。これはもう明らかに景品表示法に違反するわけでございしますが、こういうものに対して、例えば今の適格消費者団体が、それはおかしいよと、やめなさいと、こういうことが言えるにもかかわらず、今のようない、今度の法案では、そこに手が届かない。あるいは、独禁法、やみカルテルの問題についても手が届かない、特定商取引法についても手が届かない、こういう問題がありまして、このことについて、消費者問題を一生懸命やっている弁護士の人たちは何とかこのところにも手が届くようにして欲しいと、こういう強い要望を持っているわけでございます。

このことについて、つまり対象領域の拡大についてどういふふうな所見をお持ちなのか聞かせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(田口義明君) お答え申し上げます。

このたびの法案におきましては、消費者契約法にこの消費者団体訴訟制度を導入するというところでございますが、これはこの消費者契約法というのが、業種のいかに問わずあらゆる消費者契約に適用される民事ルールを定めた基本的な法律であるという事情によるものでございます。この消費者契約法に消費者団体訴訟制度が導入されることによりまして、消費者に身近な立場にあります一定の消費者団体が、業種のいかに問わず事業者の不当行為を適時適切に把握し、被害が広がる前に差止め訴訟をできるようにするというところで、本法案の意義は極めて大きく画期的なことと考えております。

ただいま御質問ございました本法案の導入実績を他に広げてはどうかという御指摘でございますが、この法案は我が国で初めて団体訴訟制度を導入しようとするものでございまして、この制度の導入、運用の実績は他の法律における検討にとつても参考になるものと考えております。

なお、独占禁止法及び景品表示法につきまして

は、昨年閣議決定されました消費者基本計画におきまして、公正取引委員会は、団体訴権の導入について検討し、平成十九年までに一定の結論を得るといふふうになされているところでございします。

○近藤正道君 終わります。

○委員長(工藤堅太郎君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

消費者契約法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(工藤堅太郎君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、柳澤光美君から発言を求められておりますので、これを許します。柳澤君。

○柳澤光美君 私は、ただいま可決されました消費者契約法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合及び各派に属しない議員木俣佳丈君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

消費者契約法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、適格消費者団体に期待される役割の重要性にかんがみ、国及び地方公共団体は、適格消費者団体の活動資金が円滑に確保されるよう、環境整備を始めとした諸施策に努めることと。また、独立行政法人国民生活センター、地方公共団体等有する情報が適切かつ効果的に活用されるよう、情報面における十分な支援措置を講ずること。

二、適格消費者団体の認定に当たっては、認定の基準を明確にするなど、その透明性確保に

遺漏なきを期するとともに、より多くの団体が適格消費者団体の認定を受けられるよう配慮すること。また、その認定、監督等を行うに際して、適格消費者団体の自主的活動を過度に制約することのないよう留意すること。

三、中小企業を始めとする事業者が予想外の応訴負担を不当に負わされることのないよう、また、いやくも制度が濫用・悪用されることのないよう、内閣総理大臣は適格消費者団体の認定及び監督を適切に行うこと。

四、本法に基づく内閣府令、ガイドライン等の運用基準の策定に当たっては、国民生活審議会への報告及び同審議会からの意見聴取を適宜行うとともに、広く消費者の意見を聴き、その反映に努めること。

五、本法の運用に当たっては、本法の趣旨及び本委員会の審議において明らかにされた解釈基準等について、消費者、事業者、地方公共団体の消費者行政担当者等を始めとした関係者に対し周知徹底を図り、差止請求に係る制度の健全な普及に努めること。

六、確定判決等があった場合の同一事件の後訴の制限に関する規定については、例外的な事由を含め解釈基準等の周知に努めることと。また、本法施行後の差止請求訴訟等の状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこと。

七、消費者契約法に規定する不当な行為のみならず、詐欺・強迫行為を伴う勧誘行為や、民法の公序良俗に違反する条項を含む消費者契約の意思表示、さらには不当な契約条項を含む消費者契約の意思表示を行うことを推薦・提案する、いわゆる推奨行為についても、消費者被害の発生防止に万全を尽くすとともに、本法の施行状況を踏まえつつ、差止請求権の対象範囲の在り方についても引き続き検討すること。

八、消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展

開や犯罪収益剥奪・不当利益返還の仕組みの検討を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。

九、本法の施行状況等については、その点検評価に努め、消費者被害の発生・拡大防止のため、消費者対策に万全を期するとともに、地方公共団体に対しても所要の措置を講ずるよう要請すること。また、本法施行後五年を目途として、運用状況の総合的な評価を行い、時期を失することなく所要の見直しを行うこと。その場合において、法令、運用改正等の所要の措置を行う際には、国民生活審議会への報告及び同審議会からの意見聴取を適宜行うとともに、広く消費者の意見を聴き、その反映に努めること。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(工藤堅太郎君) ただいま柳澤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(工藤堅太郎君) 全会一致と認めます。

よって、柳澤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、猪口国務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。猪口国務大臣。

○国務大臣(猪口邦子君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重して、適切な措置の実施に努めてまいります。

○委員長(工藤堅太郎君) なお、審査報告書の作

成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○委員長（工藤堅太郎君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

どうぞ御退席いただいて結構であります。御苦勞さまでした。

○委員長（工藤堅太郎君） 次に、探偵業の業務の適正化に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院内閣委員長佐藤剛男君から趣旨説明を聴取いたします。佐藤衆議院内閣委員長。

○衆議院議員（佐藤剛男君） ただいま議題となりました探偵業の業務の適正化に関する法律案につきまして、その趣旨及び内容について御説明申し上げます。

まず、本法律案の趣旨について御説明申し上げます。

探偵業は、個人情報に密接にかかわる業務であります。現在、業としては、何らの法的規制もなされておられません。近年、業者の数が急激に増加しておりますが、それとともに、料金トラブル等契約に関する苦情、調査対象者の秘密を利用した恐喝事件、違法な手段による調査等も急増しております。

このような状況にかんがみ、探偵業について必要な規制を定め、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することとするため、本法律案を提案することとした次第であります。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律において探偵業務とは、他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であつて当該依頼に係るものを収集することを目的として面接による聞き込み、尾行、張り込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務をいうこととしております。また、探偵業と

は、探偵業務を行う営業をいうこととし、専ら、報道機関の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるものを除いております。

第二に、探偵業を営もうとする者について、営業所ごとに、都道府県公安委員会に届出を行わなければならないこととするともに、成年被後見人、暴力団員、営業停止命令に違反した者等一定の事由に該当する者について、探偵業を営むことを禁止しております。

第三に、探偵業務の実施の原則として、この法律により他の法令において禁止又は制限されている行為を行うことができることとなるものではないことに留意するとともに、人の生活の平穩を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならないことを明確にしております。このほか、探偵業務の実施の適正を確保するため、重要事項の説明等契約における義務、探偵業務の実施に関する規制、秘密の保持等について定めております。

第四に、都道府県公安委員会は、探偵業者に対し、報告の徴収、立入検査、指示、営業停止命令、営業廃止命令を行うことができることとしております。

その他、罰則、検討条項など、所要の規定を設けることとしております。

なお、この法律の施行日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、本法律案の趣旨及び内容であります。本案は、去る五月十九日、衆議院内閣委員会提出の法律案とすることに決し、同月二十五日、衆議院本会議で可決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（工藤堅太郎君） 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会をいたします。

午前十一時三十七分散会

五月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願（第一九〇三三号（第一九〇四号）（第一九〇五号）（第一九〇六号）（第一九二九号）（第一九三〇号）（第一九三二号））

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の速やかな成立に関する請願（第一九六一号）

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願（第一九六二号（第一九六三号）（第一九六七号）（第一九六八号）（第一九六九号）（第一九七〇号）（第一九七一号）（第一九七八号）（第一九七九号）（第一九八〇号）（第一九八一号）（第一九八二号）（第二〇二七号）（第二〇二八号）（第二〇二九号）（第二〇三〇号）（第二〇三七号）（第二〇三八号）（第二〇三九号）（第二〇四〇号））

第一九〇三三号 平成十八年五月十七日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願
請願者 札幌市豊平区西岡二条一〇ノ五ノ二 山口雄司 外百二名

紹介議員 平野 達男君
一九九〇年に国会（参議院予算委員会）において慰安婦（戦時性的強制被害者）問題が初めて取り上げられてから既に十六年が経過した。被害に遭った当事者は八〇歳前後に達し、各地から訃報が届く。慰安婦問題では、国連やILOなどの国際的な専門機関からも繰り返し勧告・指摘を受け、二〇〇二年一〇月には台湾の立法院が、二〇〇三年二月には韓国の国会が、昨年一月にはフィリピン議会下院外交委員会が、この法律案の早期制定を求める決議を採択している。被害者が生きているうちに問題の解決を求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」を早期成立させること。

第一九〇四号 平成十八年五月十七日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願
請願者 千葉市緑区平山町一、九二一ノ四 須藤サタ 外百二名

紹介議員 那谷屋正義君
この請願の趣旨は、第一九〇三三号と同じである。

第一九〇五号 平成十八年五月十七日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願
請願者 宮崎市小松台北町四一ノ三七 長尾道子 外百四名

紹介議員 黒岩 宇洋君
この請願の趣旨は、第一九〇三三号と同じである。

第一九〇六号 平成十八年五月十七日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願
請願者 青森市松原一ノ二六ノ一四 佐井美紀 外百一名

紹介議員 佐藤 泰介君
この請願の趣旨は、第一九〇三三号と同じである。

第一九二九号 平成十八年五月十七日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願
請願者 愛知県丹羽郡扶桑町高雄定光寺九二ノ二 日高伴子 外百四名

紹介議員 犬塚 直史君
この請願の趣旨は、第一九〇三三号と同じである。

第一九三〇号 平成十八年五月十七日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

律案の早期の成立に関する請願

請願者 岐阜県大垣市桑田町一ノ一、八四

紹介議員 二 小林克実 外百一名

紹介議員 大田 昌秀君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第一九三一号 平成十八年五月十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 札幌市清田区平岡六条四ノ六ノ

一 趙善子 外百二名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第一九六一号 平成十八年五月十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の速やかな成立に関する請願

請願者 広島県尾道市栗原町一〇、〇五四

ノ一 細谷宏之 外百名

紹介議員 千葉 景子君

「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」が一日も早く成立するよう求める。八〇歳前後に達した第二次大戦の戦争被害者はこの世を去りつつあり、各地から元慰安婦らの計報が届く。一九九〇年に国会（参議院予算委員会）において慰安婦（戦時性的強制被害者）問題が初めて取り上げられてから既に一五年が経過し、最初の法案提出から五年が経過した。一九九八年山口地裁、二〇〇三年東京地裁は、韓国・中国の日本軍による性暴力被害者に対する判決で、立法解決を強く促している。国連やILOなどの国際機関からも繰り返し、慰安婦問題解決の勧告・指摘を受け、二〇〇二年には台湾の立法院が、二〇〇三年には韓国の国会がこの法律案の早期制定を期待する決議を採択し、衆参両院議長あてに伝達している。二〇〇四年にはフィリピン議会上院外交委員会も、この法律案の早期制定を求める決議を採択している。この法案は過去六回参議院に提出され、二〇〇二年には内閣委員会で審議が行われ、

参考人を招致して意見を聴いている。その後審議未了による廃案が続いているが、被害者や各国の国会議員も注目しているこの法律案についてきちんと審議し、その経過や結果をアジアの近隣諸国を始め内外にも説明することが必要である。被害者が生きていくうちに問題の解決を図れるよう求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」を早期成立させること。

第一九六二号 平成十八年五月十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 鹿児島県枕崎市宮田町一六三 池

田和彦 外百一名

紹介議員 島田智哉子君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第一九六三号 平成十八年五月十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 大阪府柏原市本郷三ノ六ノ一 若

林直樹 外百七名

紹介議員 山本 孝史君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第一九六七号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 兵庫県姫路市双葉町八一 金千

吉 外百二名

紹介議員 内藤 正光君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第一九六八号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 宮崎県西都市有吉町一ノ一六 杉

田誠 外百五名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第一九六九号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 鹿児島県加世田市高橋二、〇四五

ノ二 宮永敏子 外百四名

紹介議員 辻 泰弘君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第一九七〇号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 鹿児島県南さつま市加世田本町三

一ノ一 草道浩二 外百四名

紹介議員 足立 信也君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第一九七一号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 札幌市中央区北三条西一三丁目

土門京香 外百二名

紹介議員 加藤 敏幸君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第一九七八号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 鹿児島県枕崎市木場町七二 松

元耕作 外百名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第一九七九号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 大阪府枚方市招提北町一ノ二、三

一八ノ一 高橋伸多 外百三名

紹介議員 近藤 正道君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第一九八〇号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 鹿児島県加世田市小湊八、一九

六 久保忠 外百一名

紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第一九八一号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 鹿児島県枕崎市平田町九九 立石

光志 外百三名

紹介議員 藤末 健三君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第一九八二号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 神奈川県逗子市桜山三ノ一九ノ二

五 石井喬 外百名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第二〇二七号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 岐阜県大垣市丸の内二ノ四一 久

米三千雄 外百四名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第二〇二八号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 岐阜県大垣市丸の内二ノ四一 久

米三千雄 外百四名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第二〇二八号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 岐阜県大垣市丸の内二ノ四一 久

米三千雄 外百四名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 横浜市旭区白根三ノ一八ノ一 永瀬輝子 外百三名

紹介議員 藤本 祐司君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第二〇二九号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 岩手県花巻市野田二五ノ三 佐藤豊 外百七名

紹介議員 喜納 昌吉君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第二〇三〇号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市深田台二九 南穆 外百五名

紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第二〇三七号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 香川県高松市多肥上町一、一四〇 中家契介 外百一名

紹介議員 直嶋 正行君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第二〇三八号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 東京都小平市小川西町一ノ二八ノ一〇三 星川明里 外百名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第二〇三九号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 横浜市緑区北八朔町一、四七五ノ三 松本美智代 外百四名

紹介議員 前田 武志君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

第二〇四〇号 平成十八年五月十八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期の成立に関する請願

請願者 東京都小平市学園東町二ノ九ノ一 八岡朝子 外百二名

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第一九〇三号と同じである。

五月二十九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、探偵業の業務の適正化に関する法律案

(衆)

探偵業の業務の適正化に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

第二条 この法律において「探偵業務」とは、他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であつて当該依頼に係るものを収集することを目的として面接による聞き込み、尾行、張込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務をいう。

2 この法律において「探偵業」とは、探偵業務を行う営業をいう。ただし、専ら、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道(不特定か

多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることをいひ、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下同じ。)を業として行う個人を含む。)の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるものを除く。

3 この法律において「探偵業者」とは、第四条第一項の規定による届出をして探偵業を営む者をいう。

(欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、探偵業を営んではならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 最近五年間に第十五条の規定による処分を違反した者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

五 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

(探偵業の届出)

第四条 探偵業を営もうとする者は、内閣府令で定めるところにより、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 営業所の名称及び所在地並びに当該営業所

が主たる営業所である場合にあっては、その旨

三 第一号に掲げる商号、名称若しくは氏名又は前号に掲げる名称のほか、当該営業所において広告又は宣伝をする場合に使用する名称があるときは、当該名称

四 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

2 前項の規定による届出をした者は、当該探偵業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 公安委員会は、第一項又は前項の規定による届出(同項の規定による届出にあつては、廃止に係るものを除く。)があつたときは、内閣府令で定めるところにより、当該届出をした者に対し、届出があつたことを証する書面を交付しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第五条 前条第一項の規定による探偵業の届出をした者は、自己の名義をもつて、他人に探偵業を営ませてはならない。

(探偵業務の実施の原則)

第六条 探偵業者及び探偵業者の業務に従事する者(以下「探偵業者等」という。)は、探偵業務を行うに当たっては、この法律により他の法令において禁止又は制限されている行為を行うことができないこととなるものではないことに留意するとともに、人の生活の平穩を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない。

(書面の交付を受ける義務)

第七条 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、当該依頼者から、当該探偵業務に係る調査の結果を犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いない旨を示す書面の交付を受けなければならない。

ればならない。
(重要事項の説明等)

第八条 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該依頼者に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第四条第三項の書面に記載されている事項

三 探偵業務を行うに当たっては、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)その他の法令を遵守するものであること。

四 第十条に規定する事項

五 提供することができ探偵業務の内容

六 探偵業務の委託に関する事項

七 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の概算額及び支払時期

八 契約の解除に関する事項

九 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する事項

2 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を当該依頼者に交付しなければならない。

一 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 探偵業務を行う契約の締結を担当した者の氏名及び契約年月日

三 探偵業務に係る調査の内容、期間及び方法

四 探偵業務に係る調査の結果の報告の方法及び期限

五 探偵業務の委託に関する定めがあるときは、その内容

六 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額並びにその支払の時期及び方法

七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

八 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する定めがあるときは、その内容

(探偵業務の実施に関する規制)

第九条 探偵業者は、当該探偵業務に係る調査の結果が犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いられることを知ったときは、当該探偵業務を行ってはならない。

2 探偵業者は、探偵業務を探偵業者以外の者に委託してはならない。
(秘密の保持等)

第十条 探偵業者の業務に従事する者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。探偵業者の業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

2 探偵業者は、探偵業務に関して作成し、又は取得した文書、写真その他の資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。)を含む。)について、その不正又は不当な利用を防止するため必要な措置をとらなければならない。

(教育)

第十一条 探偵業者は、その使用人その他の従業者に對し、探偵業務を適正に実施させるため、必要な教育を行わなければならない。
(名簿の備付け等)

第十二条 探偵業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所ごとに、使用人その他の従業者の名簿を備えて、必要な事項を記載しなければならない。

2 探偵業者は、第四条第三項の書面を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。
(報告及び立入検査)

第十三条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、探偵業者に對し、その業務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査せ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(指示)

第十四条 公安委員会は、探偵業者等がこの法律又は探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、探偵業務の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該探偵業者に對し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
(営業の停止等)

第十五条 公安委員会は、探偵業者等がこの法律若しくは探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合において探偵業務の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は前条の規定による指示に違反したときは、当該探偵業者に對し、当該営業所における探偵業務について、六月以内の期間を定めて、その全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、第三条各号のいずれかに該当する者が探偵業務を営んでいるときは、その者に對し、営業の廃止を命ずることができる。
(方面公安委員会への権限の委任)

第十六条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。
(罰則)

第十七条 第十五条の規定による処分に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による届出をしない探偵業務を営んだ者

二 第五条の規定に違反して他人に探偵業務を営ませた者

三 第十四条の規定による指示に違反した者

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の届出書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第四条第二項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第八条第一項若しくは第二項の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

四 第十二条第一項に規定する名簿を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

五 第十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に探偵業務を営んでいる者は、この法律の施行の日から一月間は、

この法律の施行の際現に探偵業務を営んでいる者は、この法律の施行の日から一月間は、

第四条第一項の規定による届出をしないで、探
偵業を営むことができる。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の
施行後三年を目途として、この法律の施行の状
況、探偵業者の業務の実態等を勘案して検討が
加えられ、必要があると認められるときは、所
要の措置が講ぜられるものとする。

平成十八年六月七日印刷

平成十八年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K